

国立大学法人電気通信大学学長顧問規程

平成20年 9月 1日

改正

平成22年 3月19日

平成24年 5月22日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学学長顧問（以下「学長顧問」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学長顧問は、学長が定める事項について、学長に助言・指導を行う。

(選考)

第3条 学長顧問は、高い学識を有し、大学運営についての広い見識と経験を有する者のうちから、役員会の議を経て、学長が指名する。

(任期)

第4条 学長顧問の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。ただし、学長顧問を指名した学長の任期を超えないものとする。

(報酬等)

第5条 学長顧問には、別に定める報酬及び旅費を支給する。

(事務)

第6条 学長顧問に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長顧問に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。